**第１号様式**（第９条関係）

# 条　例　見　直　し　調　書

| 作成年度 | 令和４年度 | 次回見直し予定 | 令和９年度 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条　例　名 | 神奈川県景観条例 | | |
| 条例番号 | 平成 18 年神奈川県条例第 55 号 | 法規集 | 第 12 編第４章 |
| 所管室課 | 県土整備局都市部都市整備課 | | |
| 条例の概要 | 景観づくりに関し、基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項などを定めている。 | | |

| | 視　点 | 検　討　内　容 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 検討 | 必要性（現在でも必要な条例か。） | 本条例は、本県の良好な景観の形成に向け、景観づくりについて基本理念等を定めたものであり、これに基づき市町村が景観づくりを進めていることから、現在においても必要な条例である。 | |
| | 有効性（現行の内容で課題が解決できるか。） | 本条例に基づき、県が定めた「神奈川県景観づくり基本方針」を踏まえ、市町村において景観計画の策定や、景観重要公共施設の指定などが進められていることから、有効に機能している。 | |
| | 効率性（現行の内容で効率的といえるか。） | 本条例に基づく推進体制により、市町村の景観施策と連携を図りながら効率的な景観づくりが推進されている。 | |
| | 基本方針適合性（県政の基本的な方針に適合しているか。） | 本条例は、「かながわグランドデザイン」第３期実施計画の主要施策である「景観まちづくりの推進」の内容に即したものであり、県政の基本的な方針に適合している。 | |
| | 適法性（憲法、法令に抵触しないか。） | 景観法に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。 | |
| | その他 | | |

| 見直し結果 | | 理　由　等 |
|---|---|---|
| | (1)（丸囲み） 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。<br>２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。<br>３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。<br>４　改正及び運用の改善等を検討する。<br>５　廃止を検討する。 | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 |